



伊賀支所地域自治推進会議が開催されました。

伊賀支所管内 3 地域のまちづくり協議会(柘植地域・西柘植地域・壬生野地域)と市役所(伊賀支所)では“地域におけるまちづくり事業の推進や実施”に関する情報共有を図るとともに、様々な地域課題に協働して取り組んでいくため、定期的に地域自治推進会議を開催しています。この地域自治推進会議は、管内のまちづくり協議会設立時から開催されておりまちづくり協議会会長と事務局長(地区市民センター所長)及び伊賀支所長と支所管内の所属長等により構成されています。



令和2年度、第 1 回地域自治推進会議が 5 月 13 日(水)に伊賀支所2階会議室にて開催され、行政からの連絡事項のほか地域課題について協議が行われました。新型コロナウイルス感染症防止のため、通常より広い会議室で 3 密を避けて時間短縮での開催となりました。

本年度、初回の会議であり、まちづくり協議会、支所職員がそれぞれ自己紹介しました。会議では、令和2年度の伊賀支所管内の職員配置や年間行事予定などが報告されましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、通年予定されていた次の事業が中止となりました。

- ・『消防団指導者訓練(6/7)』、『消防団夏期訓練(6/28)』、『伊賀分団機械係訓練(6 月)』
- ・『全国ごみ不法投棄監視ウイーク街頭啓発(6 月)』、・『いがまち環境美化の日 (6/28)』
- ・『いきいき未来いが(6/20)』、・『夏の交通安全県民運動(7 月)』

消防署東分署からは、救急隊出動時の感染防御について、最も感染が疑われる傷病者の搬送には、タイベック(全身完全防御衣)での出動になりますが、あくまで疑いであり感染者の搬送ではないので、不確かな情報・デマ・噂等に惑わされないようにお願いしますと説明がありました。(感染者が出た場合は、県・市から報道発表があります)

伊賀支所振興課からは、いがまち複合施設(旧ふるさと会館いが)が、4 月 1 日より開館した旨の報告があり、大規模改修工事(空調設備・トイレ・調理室等)を年内に完了する予定であると説明がありました。

また、年間を通して開催している、いがまち人権センター解放講座については開催日程を次のとおり変更して開催されます。(上半期は未開催として日程を変更)

- ・第 1 回解放講座 2020 年 10 月 2 日(金)、・第 2 回解放講座 2020 年 11 月 27 日(金)
- ・第 3 回解放講座 2021 年 1 月 22 日(金)、・第 4 回解放講座 2021 年 3 月 12 日(金)



新型コロナウイルス感染症専門会議の提言(5月4日)による、新しい生活様式の実践例

【一人ひとりの基本的感染対策】

- ・人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- ・遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用。
- ・家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- ・**手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う。(手指消毒薬の使用も可)

* 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

令和2年5月17日(日)に川西老人クラブ(会長 森口真伸さん)の役員11名で花苗を植えました。

苗は、前日に川東の“伊賀の里育ち”から購入したもので、恒例となる川西バス停の花壇に移植しました。今後も、水やりなどの管理をお世話いただくこととなります。

お近くを通られる際には、ぜひご覧ください。

【投稿者:川西区 金谷区長】



全国ごみ不法投棄監視ウイーク

5月30日(ごみゼロの日)～6月5日(環境の日)

環境省では廃棄物の不法投棄等の対策について、廃棄物処理法の累次の改正を行うとともに、厳格な適性を図るなど、未然防止及び拡大防止に努めています。

また、平成19年度からは不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組みとして、上記の期間を全国ごみ不法投棄監視ウイークとして設定し、国、都道府県等の地方自治体、市民、廃棄物関係団体等が連携して、監視活動や啓発活動を一齐に実施しています。(本年度は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から市の街頭啓発は中止となります。)

不法投棄は**犯罪**です。



ゴミを捨てないでください。

伊賀市では不法投棄の対策として、警告看板の設置や環境パトロールを実施しています。しかし、ごみのポイ捨てや悪質な不法投棄が後を絶ちません。不法投棄をしている人や、不審な車両を見かけたら市の相談窓口までご連絡ください。

【不法投棄の相談窓口】

本庁廃棄物対策課	☎ 20-1050
本庁環境政策課	☎ 20-9105
伊賀支所振興課	☎ 45-9111

不法投棄を防ぐには・・・

- ・こまめに草刈りを行い見通しをよくする。
- ・フェンスやロープなどで囲う。
- ・看板等を設置する。



不法投棄(未遂を含む)の罰則

- ・個人の場合:5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの併科
- ・法人の場合:1億円以下の罰金

◇◇◇◇ ご意見・お問い合わせ・投稿は、下記までお寄せください。 ◇◇◇◇

壬生野地域まちづくり協議会 広報誌事務局 TEL:45-8900